

## ● OMECO 事件

### 知財高裁 R4.5.25 R4(行ケ)10006 商標登録取消決定取消請求事件(菅野雅之裁判長)

第 14 類「時計」を指定商品とする登録商標「**OMECO**」が、スイス国オメガ社の異議申立てによって登録が取り消されたため、当該異議決定の取消しが求められた事案である。異議申立人であるオメガ社は本件訴訟の補助参加人として参加している。

異議決定は、本件商標「OMECO」が著名なオメガ社の商品と混同を生ずるおそれがあり(法 4 条 1 項 15 号)、また卑猥な俗語を連想させ、「OMEGA」商標に化体した信用、名声、顧客吸引力を毀損させるおそれがあるので法 4 条 1 項 7 号に該当するというものであった。

判決では、本件商標は需要者に女性器を連想させるものであるから、その構成自体が卑わい又は他人に不快な印象を与えるものであって、したがってその余の点を検討するまでもなく、公序良俗を害するおそれがある商標であると認定し、オメガ社とは関係なく、直接的に 7 号該当性を肯定した。

商標審査基準では、7 号の公序良俗を害するおそれがある商標として、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような商標と解説されていたが、直接卑わい、不快な印象を与える商標と認定されたややレアなケースである。

## ● 一升パン事件

### 知財高裁 R4.5.31 R3(行ケ)10154 審決取消請求事件(東海林保裁判長)

第 30 類「菓子、パンほか」を指定商品とする(株)ポンパドゥルの登録商標「一升パン/いっしょうパン」(右図)に対して無効審判を請求したが、

不成立とされたため当該審決の取消しが求められた事案である。  
無効理由は、本件商標が商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというものである(法 3 条 1 項 3 号)。

一升パン  
いっしょうパン

子供の 1 歳の誕生祝に「一升餅」を背負わせるという伝統行事があるが、原告(審判請求人)の主張は、平成 26 年頃から、「一升餅」の代わりに「一升パン」を用いることが全国各地で広まり、本件商標は「一升(約 1.8kg)の重量のパン」及び「子供 1 歳の誕生日のお祝いに用いるパン」を表示するものとして、本件商標の登録査定時において、不特定多数の者によって取引上普通に用いられていたというものである。

しかし判決は、原告の主張を認めず、審決を支持した。判決理由では、「一升パン」が辞書に採録されている語ではなく、またパンの数量を表す単位として一般的なものは「個」、「枚」、「グラム」、「斤」であって、「升」が用いられることはないので、「一升パン」は造語であると認定し、本件商標の登録査定時において識別性があったと判断した。

この点について原告は、「一升パン」は縁起物として、予約又は注文によって販売されるという特有の実情があることから、本件商標の取引者、需要者を、パンを取り扱う業界全体又は一般消費者とするのではなく、約 2kg のパン生地を上手に焼き上げる技術を備えたパン職人、パン教室の先生、1 歳の誕生日を祝うパン好きの親及び親類に限定すべきと主張したが、判決は、指定商品であるパン等の取引者、需要者には広く一般消費者が含まれることから、原告の主張は失当であると判断した。

思うに、我々一般人からは「一升パン」は耳慣れない言葉であるので、識別性があることになるが、判決は平成 26 年頃までに、全国各地の少なくとも 30 を超える店舗において、「一升パン」と称する商品が製造、販売されていたことを認めているので、判決の判断に従えば、それらの当業者は今後「一升パン」の語を使用できなくなることになる。「一升パン」に代わる普通の語は思いつかないので、それらのパン業者は、今後一体何と言って取引きをすればよいのであろうか。本件判決だけを読む限り、このような疑問が湧く。

## ● 三橋の森の一升パン事件

### 知財高裁 R4.5.31 R3(行ケ)10160 審決取消請求事件(東海林保裁判長)

原告と被告が入れ替わった前記一升パン事件の関連事件である。対象商標は第 30 類「パンほか」を指定商品とする登録商標「三橋の森の一升パン」(標準文字)であり、前記「一升パン」事件の被告ポンパドゥルが本件商標に対して無効審判を請求したが、不成立とされたため、当該審決の取消しを求めた事件である。

争点は、本件商標「三橋の森の一升パン」と引用商標「一升パン」との類似性であるが、判決は、両商標を非類似とし、外観、称呼とも相違すると判断している。また、両商標とも特定の観念は生じないので、観念においては対比できないと判断されている。

原告商標「一升パン」が登録されたのは平成 28 年 4 月 8 日で、原告は平成 26 年 7 月から「一升パン」の製造販売を開始している。そして、被告商標「三橋の森の一升パン」が出願されたのは、「一升パン」の登録から僅か 2 年後の平成 30 年 4 月 26 日である。

本件判決の認定では、被告商標「三橋の森の一升パン」の登録査定当時、原告ポンパドゥル以外にも少なくとも 100 を超える事業者によって「一升パン」が製造販売されていたと認定されている。

つまり、前記判決の認定では、原告商標「一升パン」の出願前である平成 26 年頃までには少なくとも 30 を超える店舗で「一升パン」が製造販売されていたが、本件判決では、被告商標「三橋の森の一升パン」の登録査定時平成 30 年 12 月には、100 を超える事業者が「一升パン」を製造販売していたことになる。

そうすると、約 4 年の間に「一升パン」を製造販売する業者が約 3 倍以上になっていたことになるので、前記判決で「一升パン」の登録査定時に識別性があったと判断されたものの、平成 30 年には普通名称化ないしは慣用商標化していたと判断しても差し支えないことになるのであろうか。

また原告ポンパドゥルは、本件商標「三橋の森の一升パン」との類似性を主張するため、「一升パン」の語の識別性が強いと主張したが、判決は本件判決の登録査定時において 100 を超える業者が「一升パン」を製造販売していたことから、「一升パン」の語自体が特徴的又は印象的な語であるとまではいえないと判断している。

なお時系列でみると、ポンパドゥルが「一升パン」を理由に、「三橋の森の一升パン」に対して無効審判を請求してきたため、これに対抗する形で 1 か月後に「三橋の森の一升パン」の権利者が、「一升パン」に対して識別性を欠くとの理由で無効審判を請求したことになる。

以上をまとめると、「一升パン」も「三橋の森の一升パン」も有効な登録商標として存続するが、「一升パン」の語自体は、現在では普通名称化ないしは慣用商標化していて、その使用は自由になっている、ということになるだろうか。

ポンパドゥルが、無効審判を請求するに当たり、「一升パン」が普通名称化などしているか否かについて、もう少し慎重に調査検討していて、類似性も高くない商標「三橋の森の一升パン」に対して無効審判を請求することを自重していれば、「一升パン」の普通名称化など藪蛇となるような不要な判断を受けずに済んだことであろう。